民 族 優 生 (續)

題

斷 種 問

三、結 二、斷種法立法當時の世論 び

一、民旅優生方築

一、民族優生方策

斷種法は民族優生の一方策に過ぎない。然も消極的方策に過ぎないのである。今簡單に民族優生方策として今

日掲げられて居る事項を擧ぐれば

I 民族優生思想の啓發

I

民族優生に關する調査研究

M 民 民族毒の豫防 族 優 生 (續)

富

田

朋

介

IV 優生的外產獎勵

V 遺傳健康方策

此 「のⅣとⅤとは丁度裏表の關係にあるもので、 Ⅳは民族優生の積極的方策と見るべく、Vはその消極的方策た

るべし。 而してそのVは更に

隔離

2

健康結婚 姙娠中絕 去勢 斷種 等に分ち得。

3

4

5

するのであつて、 たるものと云はれて居る。 豫想する必要がない位である。而も不姙の目的は確實に達成されるから民族優生的不姙の方法としては最も勝れ その處を通過出來ない樣にする事である。卽ち男子の場合は輸精管、女子の場合は輸卵管を切除、 扨て斷種は去勢と異なつて睾丸又は卵巢を除去する事なくそれ等と連絡する管を手術によつて精子又は卵子が 男女共手術は極めて簡單且安全で何れも十分以内の手術で濟み、 殊に生殖腺には全然觸れないので去勢の場合の如き脱落症狀が起らないのは勿論、 直接手術に對する危險は全然 結紮又は厭碎

已に草案を發表した所も少くない。而して此等諸國が斷種對象として掲げて居る處を見るに、第一が遺傳性の精 神薄弱、 ンマーク・獨乙・スェーデン・ノールウェー・フィンランド・エストランドの諸國であつて、 その他にも 立法計 今日斷種法を制定實施して居る國はアメリカ合衆國の二〇數州、 酒精中毒者等があり、 精神病、 癲癇等の精神缺陷者であり、 習慣性犯罪者や黴毒その他の惡性傳染病者を對象として居る處もある。但し各國 第二が遺傳性の身體缺陷者である。 カナダ・メキシコの數州、 之に次いで性慾異常者、 スイスの數縣、 病的

體

・精神に何等の障害を残す事なく性慾を減退せしむる様な事もない。

と社 育出來ないと云ふ理由で斷種を許可する場合にも遺傳性の問題は第二義的となり、 卽ち刑事政策が主眼となる。又精神缺陷者が自己の力で子女を世話出來ないと云ふ理由や貧困の爲めに子供を養 性の目的となる。 會的 しく重要視 民族優生上遺傳性精神缺陷者が如何に重要な役割を占めて居るかは此の事實によつても充分認識 種法の目的は前 の效果が して居る對象は遺傳性の精神缺陷者のみであるし各國の實施成績を見ても被斷種者の大部 例へば犯罪者を刑罰として斷種する場合には遺傳性の問題は第二義的となり、 必然的に包含されるものである。 にも述べた樣に民族優生が主眼である可き事は勿論であるが同時に刑事政策的犯罪豫防 乍然特に之等を强調した場合には自ら民族優生を逸脱 社 會的目的が主眼となる。 その本人の處 分は之 出來よ L て獨 何 罰

種の如きは、 事は明白な行き過ぎであつて民族優生の本質上當然承認さる可きではない。 その弊害の及ぶ所定に甚大なものがあらう。 斷種は常に遺傳健康の立場を忘れてはならないのであ 若し之を許容すれば社會的斷

となれば此の兩者共に之を强調する場合には子孫に遺傳する事の輕重は餘り問題でなくなるからである。

一、 断種法立案當時の世論

る。

茲 先づ廣島控訴院長正木亮法學士によれば K 我國に於ける斷種法立案當時世人の之に對する可否論の代表的のものを學れば次の如し。

と遺傳性疾患 今日 (昭和十四年十月八日) 者と雖も 優秀なる素質を有する者は之を除外するとと、 大阪毎1 日新聞に民族優生制度案要綱が掲載されて居た。 癩患者に對しても斷種を行ふこと、 その全文を通覽する 避姙を

民

族

優

生

續

≕

四

民

斷種法案と大同小異なることに滿足せねばならぬ。そして此の要綱が厚生省より愈々公表されるに至つた事に對 目的とする斷種を許さざること、等に關する部分を除き、 私は早くより此の提唱を爲し國民體力の向上を叫ばれたところの荒川五郎氏、八木逸郎氏、永井潜氏の諸 私が嘗てより永井潜博士、 吉益學士と共に立案したる 先

輩の熱心と努力とに絕大の敬意を表する。

を推知することが出來るが、 なほ多く研究すべき點があつて精神病治療の進步しつつある今日、斷種は考へものだと云ふ學者もある」云々と 吉博士等が斷種法の時機尚早なる事を發表されて居る等に比照して、世人動とすれば尚早論に傾く者尠からざる して斷種立法の即決主義に疑問をなげかけて居り、 乍 O 現に今日の大阪毎日新聞の社説に於て「民族優生もまたよろしい、しかし精神病の遺傳性については 民族優生制度案が來るべき議會に於て果して協賛を受け得るや否やに付ては必ずしも樂觀すべき狀態 斷種立法は科學的の立場よりもむしろ世俗的なる感情論の上よりて否定され得る虞 精神病學界に於ても植松博士(慶應醫科大學教授)、 齋藤茂

義務があると思ふのである。 進歩しつゝある今日斷種は考へものだといふ一部醫學者の主張を時機尙早の材料として居るやうであるが恐らく しも斷種法 との大新聞の論説委員すらがかの變質可變論と云ふが如き醫學的異説に耳を藉した結果ではあるまいか。 の時機尙早論が信ぜられんとする場合に於ては、その者は少くとも異說を信ずる前に定說を覆すべ 而も今日の科學世界を顧みるに優生學の進步は日に月に進み 「ゴルトン」 の所謂優 私は若 き

けれども此の種の立法は法律の性質上感情論によつて左右されるべきものではない。

毎日新聞は精神

病

沿海療の

れである。

可變の異説により、 生遺傳は勿論、 悪質の遺傳のある事は最早疑ふべからざる科學的常識と化したのである。 或は非遺傳的精神病治療を材料として惡質遺傳の斷種尙早を說くが如きはむしろ科學を顧み 此の時に於て或は變質

ざるのそしりを受けねばならぬものである。

きは全く科學の領野に於て決せらるべき法律なのである。國民が此の法律を知ると知らざるとに拘らず科學の上 くが今日に至るまで晒されて居るのは刑法そのものが社會法としての性質を有するが故である。 評を待つ必要がある。 社會法の如きは國民の總てが之を知り、之によるべきものであるが故に之が草案の如きは天下に公表して世の批 畫は誠に多とすべく又誠に賢明たる方法とせねばならない。乍然斷種法は一つの科學法であることを忘却しては に於て惡質なりと斷定され、而もそれが遺傳性であると斷定される以上その種子を斷たんとする目的は一 2 今囘厚生省が叙上の如く民族優生制度要綱を公表し天下の視聽を集め、 刑法や民法の如き社會法と斷種法の如き科學法とは國民の意向を聞く上に於て非常なる差異がある。 第一次歐洲大戰前より世界各國に企圖せられたるかの刑法改正事業に於て、その草案の 公論に基いて立法せんとするの計 反之斷種法の如 に科學

は各國相次で公布實施して居る。今その實施に至れる各國斷種法を年代順に擧ぐれば次の通である。 されば世界の斷種法に關する趨勢を見るに、 かの刑法草案が容易に效力を發生するに至らないに拘らず斷種法 そのものに立脚するのである。

デンマーク

カナダ・

アルバー

夕洲

九二九 六月一日

三月二十一日

優生(續)

民

族

Æ.

(リチッ シュ • コ Ħ ンビア洲 九三三 四月十日

ス ゥ x Ī デ 九三四 Ŧ. 月十八 日

۴

イ

ッ

九三三

七月十四

ブ

ì ル ゥ 工. ì 九三四 六月一日

フ 1 ~ ラ ۴ 九三五 七月十三日

二 ス ŀ ラ 九三六 十一月二十七日

か やうにこの重大なる法律が草案の時代を殆んど經過することなくして各國相次いで實施するに至つたのは徒

らに外國の文物に心醉したわけでなく無批判的に新嶄定法に傾倒した譯でもなく、只その法律の根底を爲す科學

知識が徹底して居たと見なければならぬのである。

代日本醫學中殊に遺傳學及精神病學に對してその價値判斷を世間の大衆に求めんとする事になるのである。 されば今日厚生省が此の科學を世間 に晒 Ļ 世間の批判を聽かんとする意圖を持つて居るとすれば厚生省は現 科學

者に對し之ほどの侮辱があるであらうか。

ある。 故に私は苟も斯様な要綱が公表された以上科學者は科學者の立場に於て斷乎成否を決すべく協力一致すべきで かりそめにも科學者が感情の爲めに科學的結論を忘れるが如き事ありとすれば、夫は日本醫學の恥辱であ

3 新聞紙に發表されたる民族優生制度案、 第一によれば「本制度は專ら遺傳的疾患を防過し優秀なる民族素 るとしなければならない。

六

質を保護するを以て目的とする事」となした。 斯様な目的の上にこの制度を設けることが是か否かは前提として

遺傳的疾患があるかないかに歸着せしむべきである。

も惡質遺傳の存在に付ては異議を挾まれぬものと思つてよいと思ふ。 る場合があるかと質問したことがあるが、 る優生協議會の席上に於て植松教授に對し博士がその取扱はれたる中に惡質遺傳が明瞭にして斷種するを可とす 原因となつて彧は盲目となり彧は先天徽毒である事例を否定することは出來ないと思ふ。私は甞て厚生省に於け 私は醫者でもなく殊に遺傳學や精神病學に深い智識を有しないからその點に對しての斷定を爲す事は出 少くとも今日まで私が書物で讀み、 又裁判上、行刑上等に於ける實見の結果より推斷するときは親の惡質が それに對し博士は之を肯定して居られるから、 少くとも尚早論者と雖

如き遺傳濃厚なる者の無條件生殖を放任するときはそこに民族體質の低下の著明となることは敢て云ふまでもな の中に於ては抹消されて居るが私達の原案及總ての惡質遺傳防止に列擧されて居るが如き舞踏病及遺傳性盲目 彼等が無條件に結婚生活をなすときそこに惡質兒の生れることは云ふ迄もない。 數の多少は別問題としてとにかく惡質遺傳ありとの前提の下に吾々は民族の發展狀態を觀察して見たいと思 殊に今囘の民族優生制度 案

而もか 更に遺傳性精神病を見るに、 かる遺傳性精神病者の行為は刑法第三十九條第一 それらの多くが社會的危險であることは已に幾多の事例に示すところであるが、 項によつて営然無罪である關係上、 社會的不安は容易に

いのである。

除去せらるべくも 民 族 優 ないのである。 生 (續 今日の立法傾向に於ては斯様な者に對する保安處分を要望しつゝあるが假にそ

の處 分が認 めらる」 K してもかゝる危險者が繁殖する事は社會を弱め民族の後退を導く原動力たることを否定す

である。 外のものにして例へば肺結核の如きは對象となる事がない。然し之に對しては醫者の中から强い主張が聞 惡質なる遺傳性的性格、 此の主張は勿論安常である。乍然此の點に對しては吾人は特に子孫に對する人間の天賦の權利と國家社會の 民族優生制度は斷種の對象を五つに分つて居る。①は遺傳性精神病、②は遺傳性精神薄弱、 即ち斷種すべきや 否やは専ら 醫師判斷によるべきであつて、 立法を以て 限定すべきものではない (4)は强度且つ惡質なる身體疾患、而して、(5)は强度なる遺傳性畸形である。 (3)は强度且つ 故に以上 へるの 논 0

て人間の權利を剝奪することがないと云ふ保障を明かにする必要が生じて來るのである。

人の權利を犠牲にせざるべからざる國家的必要が認められるのである。

そとに憲法に所謂法律によるにあらずし

秩序安寧とを比較檢討すべきものである。そしてその比較の結果として今日のところ叙上五つの場合に限つて個

たる種類のものであるか、例へば遺傳性徽毒なりや遺傳性盲目なりや等は一に醫師の判斷に委ねることを最も妥 怖心の持たるゝ今日の人心の下に於ては法治國的立法として列舉主義をとり、 をさへも認める立法さへあるから政策の如何によつてはかゝる攻撃は敢て當らない場合があるがとに角かゝる恐 法なりとして攻撃するものがある。 世人動もすれば斷種法と去勢法とを混同して斷種が人類の生殖のみならず、性慾までも剣奪するところの慘忍 然し國によつては性的犯罪者例へば强盗强姦犯人、强姦犯人に對しては去勢 强度且惡質なる遺傳性疾患が

當なりとせねばならぬのである。

觸せざるを得ない以上、之に對して斷種を强行する事は當然のことゝ云はねばならぬ れるものであらうか、 完了するならば今日の儘に於て自然消滅が期待されると云ふのである。乍然そとに素質の遺傳までも否定し得ら 否やに付き疑問が起るのである。今日の科學に於て癩は遺傳に非ずと斷定されて居る、 5 族優生制度案は癩患者の斷種を是認した、このことは遺傳を基礎とする斷種法の根本精神と相容れるや 少くとも假に胎内傳染があり得ないとしても、 その出産時に於て癩患者たる母の皮膚に 故に「ベット」の増設を

族の繁榮を期待せんとするこの法律永遠の目的の爲めに之を是認せらるべきであると信ずるものである。 その意味に於て、この案が遺傳學者にとつて不能の立法であるが如く感ぜらるゝことありとしても優秀なる民

乏人を救ふべきは斷種によるよりもその生活の補助、 山の貧乏人の斷種に違法性阻却を認めると云ふにあるらしい。然しその事に付ては私は反對である。 例も隨分多いことも知らねばならぬ」と、その意中が奈邊にあるかは明かでないが少くとも社會的斷。 産多児の養育固難なるのみならず、他の兄妹の養育にも障害を與へ、ひいて家庭生活に悲慘な結果を齎すといふ 又は行ふことを得ざる事」之には大阪毎日新聞の社説は曰く「これは當然と思はれるがしかし貧窮羸弱に 反之本案は避姙目的の斷種を禁じた曰く「何人を問はず殖を不能ならしむる爲めの手術または放射は之を受け 或は子寶國有等によつて解決すべきである。 子澤山の貧 種心ち子澤

は によ K ればその爲めに中央優生審査會とかが設けられることになつて居る。 注意を拂ふ必要がある。 **斷種法の實施の曉に於ては斷種を行ふを適當とするや否やを審査する機關が必要である。民族優生制** 若し之を誤り不幸にして斷種の適を當誤ることがありとするならば、 然しこの審査會の構成員の資格 そのよき子 度案

民

族優生

(續

に十年、 に見るならば私は未だ之をどの醫學校に於ても見出し得ぬのである、 て斷種に關する知識が醫師の間にも普及して居ないと云ふ事を根據として居たのである。爾來星霜を閱する事已 學精神病學の養成所を設けてその講習を受けた醫師を審査會に配置する準備にとりかゝる必要があるので、 て裁判せしめることゝして、その構成員に少くとも一名の遺傳健康學を專攻する醫師を加へることゝしたのであ にその構成員は國民の信頼するに足る人々を以て構成する必要がある。少くとも獨乙に於けるが如く速かに遺傳 あるこの斷種法がいざ出來上つた場合に、その適否を審査するに足る醫者が居ないと云ふ事は我醫學の恥辱で 私も斯様な理由から常に裁判所主義を主張して來たのであるが、本案の如く審査會を以て進むとすれば倚更 一絶と云 その間我醫學は十分に發達し遺傳學の如き已に醫者の常識といつて過言ではあるまい。 昭和五年私は當時私の編輯して居た雜誌刑政に斷種法尚早論を書いて居る。それには遺傳學を始めとし ふ重大なる結果を惹起する虞れがあからである。 故に獨乙の斷種法に於ては之を遺傳健康裁判 世界的に重大なる問題として取り扱はれつ 然し之を表面 所に於 ある 的

れんことを切望して止まないのである。 とまれ、 私は此の際速かに遺傳學精神學的民族優生に必要なる諸學養成所を開設して斷種法誕生の準備とせら

ある事は勿論であるが恐らくそれは私の杞愛に過ぎない事であらう。

的に强い少くとも人的素質に於てはどの國にも負けないと云ふ自信のある國家に改造して行かうと云ふ目的を持 要之私共の念願するところの斷種法は極めて惡質なる遺傳を防遏してよき體質の日本人を澤山殖して全體

つて居るのである。

次に反對論者の聲として警視廳衞生技師金子學士の發表せるものを揭げん。

學の經驗上その子孫に重症の精神缺陷を 傳ふる虞れが大きく 遺傳病であるから 外科的手術により 一的斷 獨乙に遺傳病者豫防法と云ふ優生學的斷種法が、 等至極科學的根據は薄弱で政策的であることが明かな立法を科學の名に於て證美した日本の精神病者の優生 種論者は急に活氣付い た そして精神分裂症、 昭和八年七月十四日制定されて以來、 生來性精神薄弱、 躁鬱病、 强度の酒精中毒者等でも 日本の精神病者の優生 生殖不能

一切醫 にす

者は專門家の診察を忘避するので、その早期治療は妨害されて、精神病院への入院者は減り精神病學の研究の志 立法に不平不滿をもつて、 乙の遺傳病者豫防法の實施狀况は當初の宣傳に反して已に熱意は喪失された、 法の實施に協力する實意を持たず「新病名」を作成して法の圏外に脱がれる。 そして結局精神病學者はこ O

的斷種論者は獨乙の遺傳病者豫防法が政策的であることには一向氣附かなかつた。

望者も減る等の悲境に陷つて獨乙の遺傳病者豫防法は「開店休業」

の難况にあるのである。

の各州は勿論の事、 以來已に三〇年を經過して居るから實際との法律の優生學的意義が顯著で、 神 病者の 優生學的斷種 歐州各國にも採用された筈である。 法が最初 にア メリ カのインヂアー アメリカでも優生學的斷種法の制定されたのは二八州で ナ 州 M 制 定されたのは 科學的根據が確實であればアメリカ 一九〇七年の事である。

又一九一四年七月四日には社會的、 民族優生學的、 經濟的 0 纫 の斷 |種並に墮胎禁止法案が議會に提出された

法律は成立したが實施はせぬ州がある程の不熱心である。

その内には、

獨乙國で、 二〇年後の一九三三年七月十四日に優生學斷種法案が制定されるに至つた事情に就ては一應精神病.

民

族

儮

生

(續

遺傳に 本に精神病者の優生學的斷種法を 制定するに 當つては 十分檢討すべきであつたが 遂に第七十三帝國議會には「民族優生保護法案」が議員から衆議院に提出された。 多少の興味を持つ者は、 獨乙の遺傳病者豫防法が多分に政策的であることを感知すべきである。 意外にも無條件の賛成者が多 從つて日

精神病の診斷は一般人の信ずる程簡單ではない。至極困難である、遺傳病豫後に至つては更に決定が出來ない。 **斷ぜられぬ、一卵性の双生兒でさへ同一の精神病に罹患するとは限らぬ、精神病の本態は猶不明であるのみならず** のが便利な精神病があることは事實であるが、精神病の原因は復雑で單一でないから、素質だけで發病するとは 遺傳性精神病なるものが果して存在するかも猶疑問である、たゞ現在では遺傳と云ふ假說を利用して說明する

55872人の日本人が居たことが必要であるが、この夥しい日本人が居つた筈はない。 從つて二千年前に一人の精神 現代の人が血族結婚を一切しなかつたとすると二千年前(一世代を、35年として、57世代)には 1441151680758 の制定の理由を零細にする。ことに精神病が遺傳病であるとすると、その遺傳素質は頗る廣まつて居る筈である。 功も獨乙で斷種法の實施が弛緩した一因であつたが、ともかく治療精神病學の進步は精神病者の優生學的斷種法 他の療法を發見して略ぼ麻痺性痴呆の「マラリヤ」療法に匹敵する治療成績を收めるに至つたのである。 かつたがその後、精神病學は獨乙の遺傳病者豫防法に列記された精神分裂症に對する「インシュクン」療法その まだ對症的療法以外なかつた、獨乙に一九三三年、遺傳病者豫防法が成立した當時の精神病者は麻痺性痴呆に對 しての治療法に相當成効しただけの時であつた。それでさへ獨乙の斷種法はその適用症に麻痺性痴呆を列記しな かも精神病者の優生學的斷種法がアメリカのインデアナ州に最初に成立つた一九〇七年當時は、 精神病者は との成

率を人口一萬人に對する精神病者三人の率(十萬の一)に低下するのみであると遺傳學者は計算して居るので、 É 病者があつても現在その遺傳因子の所有者は 病 が劣性遺行である限りは、 現在の精神病者數であると云はれる人々 甚だ廣範圍にあつて 三千年間連續して一切の 精神 1000 人に對する精神病者三人の 病者を斷 種して

精神病者の優生學的斷種法の効能の堆は推測出來る次第である。

到 防止することが覺悟の前でなくてはならぬのが精神病者の優生的斷種法である。 とも次の世代の一人の精神病者の發生を豫防することに或は役立つかも判らぬ仕事に九人の精神異狀者の出生を 一來する危險がある譯であるから精神病者の優生學的斷種法を制定するのは醫學的に餘りにも不利である。 神 更に此の法律が一見制定されると精神病者の家族は精神病者を隱蔽して精神病學の專門家に診療を受け 病者は治癒せぬ。 また精製病の診斷は混亂して精神病學ことにその遺傳學的研究は困難になると云ふ結果に 82 ので

當然である。 で淨化されるとの統計的研究がある以上、精神病者の優生學的斷種法の制定には、 更に精 加之精神病者の内で最も多いとされる精神分裂症等でも五世以後には自然に淨化され、 神 病が遺傳病であるとしても遺傳の豫防率、 ことに精神病の全治率が最近の如く好成績に到達した時には愈々考慮すべきことである。 精神病罹患率遺傳性精神病の實在の多掌、 充分慎重の態度をとるべ 精神病 病型は が發生 せ 勿 ぬ三代 論 Ø

等に相違があると發表して居る處から見て信ぜられる所である。 には日本の 或は遺傳の型式も日本と外國とでは相當差があることも民族精神病者が民族によつて精神病 精 神病 の遺傳研究を基礎とすべきであるが、まだ日本には利用出來るこの種の研究が一向にない始末 從つて日本の精神病者の優生學的斷 O 罹 種 患 法の 制定 病型

 \equiv

民

族

優

生

(綾

であるから精神病學者の立場としては早急に日本に精神病者の優生學的斷種法が制定さるべ事に賛成する事は科

學に忠實であるとは云へぬ、猶充分の研究を要請すべきである。

るものは精神病者に對する早期治療を中心とした施設で日本の精神病者の斷種法の制定は醫學的根據が薄弱であ 狀は精神病者の優生學的斷種法の制定を緊急とするほど精神病者の數が增加しては居ない。日本の現狀が要望す 實際獨乙でさへも遺傳病者豫防法再檢討の立場に戾つて遺傳調査に努力して居る狀態である。更に又日本の現 殊に日本に此の法律を制定するには、外にまだ是非考慮せねばならなぬ幾つかの重大を社會問題が残されて

社會問題として斷種法は、

居るのである。

1、日本の法律として不適當である。

2、家族制度を崩壊せしむる。

3、祖先崇拜觀念を消失せしむる。

4、天才偉人の感化力が喪失する。

5、 戦傷病者の精神病は一概に遺傳と片付けられぬ。

6、相剋思想を發展せしめる。

7、プロレタリア壓迫と非難される。

8、責任觀念が消失する。

四

- 9 11, 10 性道德を低下せしめる。 階級爭闘を激化する。 物質主義を勃興せしめる。
- 15 ` 16 14 斷種者の血族の思想を悪化する。 人道に反する。

13 12

社會思想を悪化する。

ネオマサス思想を發展させる。

18 社會的危險性は減少せぬ。

結濟的意義がない。

17

社會の救急處置であるとの説は成立せぬ。

公安上の危險が増加する。

- 精神病院の發達が不能となる。 精神病者の後系に優秀者がある。
- 斷種と婚姻との間には解決困難の問題がある。

精神薄弱者の社會化は出來る。

23 22 21 20 19

24

民 族 優 生 (績) 家庭の不和問題が起る。

持たれぬ」との豫言は確かに適中すると信ずる。 もナチスドイツでさえ賃施難に陷つて居る精神病者の優生學的斷種法が日本に制定されても「その實施に熱意が 家族主義に反した點があるからである事を顧みると陪審法以上に家族主義に反し、國民的感情を無視した。 重であらねばならぬ。實際日本の如き血族尊重第一の家族制度の國では歐米で相當好成績であるとの理由で大正 その利害を公平に勘定すると問題にたらぬ仕事である。 的目的が達成される見込もないに拘らず、その社會的の利益は殆んどないと斷言してよい程些細である。 M 十二年陪審法が日本にも制定されたが案外にその利用者がない、陪審法が日本の國民的感情の基調をなして居る 反對論もあるが觸れないことにする。 精神病者の 優生學的斷種法制定の社會的影響は略以上の如くである。 何れにしても精神病の優生學的斷種は科學的根據が薄弱で、 日本に精神病者の優生學的斷種法を制定するには餘程慎 勿論まだ宗教的立場からの斷 種法 到底優生學 從つて の制定 しか

れも一應の理屈はある様に思はれる。 以上優生學的斷種が立法化されるに際して世人の之に對する可否論の代表的のものをそのまゝ上げた次第で孰

Ξ 結

T

専問家でもない私があへて民族優生と云ふ様な大問題を取り上げた所以は以上に述べんとする事によつて御了

承を乞ふ次第である。

がら生活せなければならぬ破目となつた譯である。 今や我國は敗戰の結果として國土は非常に狹くなつたのである。而して之の狹い國土に多數の國民があへぎな

を以て尚よくその國力を維持して行くには國民各自の優秀たる事を必要とすることは自明の事である。 ては今日程國民の平的素質をよりよきものとして將來の發展を期せなければたらぬ時機は又とないであらう。 溶れて置けば終に爆發するのは自然の理である。 K 過剰の國民が押し込められた結果遂に爆發したものとも考えられる。凡て膨脹しつゝあるものを一定の容器 抑も今次戰爭の原因は色々あるであらうがその内の一つは人口問題であると思ふ。卽ち我日本の如く狹い國 今の我國では此の上人口の增加は考えものである。 狹少の 我國とし 國

争によつて相當多數の國民を失つたとは云へ戰時中は質を考慮する事なく凡ゆる方法で多産獎勵をやつた事も尙 よく人々の記憶する處である。 衆知の 如く我國は戰前に於ても人口密度は已に過大で常に人口過剩を叫ばれつゝあつた次第である。 それが戦

た事も確かにその主要な一因である。國土あつて國民が無いと云ふ悲慘な事實は蓋し亡國の一步手前と言はねば 古くから凡ゆる多産奨勵方策を實施し乍ら一向に効果が擧がらないのは他にも原因はあらろが時期が餘りに遅れ 下してからは如何に努力しても到底容易な事では囘復出來ないのである。 らない。歐米文化民族は「ロシヤ」を除いて何れも過去卅年間にその出産率が半減したが、その上にも更に低下 來し人口は漸く減少の傾向を示して來る爲め國力の維持を圖るには先づ以て是非共旺盛な出産力を同復せねばな 來漸減の傾向にあつたのである。 趨勢を見せて居るのである。而して出産率の同復はその低下が尚輕度の間に於てとそ可能であるか已に甚數低 然し之の多産獎勵は只單に戰爭目的丈ではなかつたのである、 歴史の示す處によれば總ての民族は何れも文化の爛熟と共に出産率の遞減を招 我國の出産率は已に大正九年を山としてそれ以 「フランス」はその適例であつて已に

民

族 優

(綾

风

一八八

るに優良健全者の減少である。從つてその民族の平均素質は常に低下する許りである。例へば精神薄弱者の家庭 事實である。之に對して遺傳病的劣惡者は依然として旺盛な生殖力を示して居るのであるから人口の減少は要す たらない。 尚此處に特筆すべき事は出産率の減少を來す最大の要素が優良健全な人々の意識的少産にあると云ふ

の眞實の姿である。 此の關係を雄辯に物語るものである。卽ち優良者、健全者は減少し、遺傳的劣惡者は激增して居るのが文化民族 の平均子供數は何れの場合でも多數であつて一般家庭の平均子供數を遙かに凌駕し、その二倍に當つて居る事

ると共に一方優良健全者については意識的少産を防ぐべきである事を主張するものである。 理由で明白である。只遺傳病的劣惡者に對してはその生殖力を遺傳健康方策の斷種に依つて阻止すべきものであ 敗戰後の我國は今尙人口過剩にあへぎつゝあるからと云つて無暗に産兒制限の策をとるべきでない事は上述

追記

昭和卅年四月廿九日の朝日新聞に

「昨年の人口動態」と云ふ見出して、

偶々本論文を書き終つた後、

昨年は一〇四萬の人口が殖え總人口は八、八五〇萬になつたと厚生省では二八日昨年度の人口動態を發表した

特に注目されるのは平均壽命が男六三・四歲、女六七・七歲と前年より共に二歲以上のび、また自殺者が殖え十

大死因のなかに入つたことである。

生: ——一七六、五一二人が生れた。 前年より約一〇萬滅で明治卅二年以來の最低出生率を示した。 戰前最

高率をみせた大正九年にくらべると四五%減となり漸く歐米並みの水準に近くなつた。

とたつているが特に目立つのは自殺の激增で、前年より二、七〇〇人ふえて二、四二三人にのぼり、 死亡:---七二〇、八一三人が死亡、 死因別では腦率中が一位で一一、八〇〇人、

次で「ガン」、

老妻、 全死亡數の 結核

方及び群馬、 靜岡、長野、 馬取 福岡、 大分、香川など。

三%を占める。とれも明治卅二年以來の記錄で死亡主因の十位に數へられた。自殺者の多いのは京阪神、

京濱地

八、八五〇萬人になつた。特に死亡率が低くなつて平均壽命はそれ丈延び男六三・四蔵、女六七・七歳となり今 自然增加:——出生から死亡を引くと一〇四萬人、つまり富山縣の人口と同じものが昨年ふえた譯で總人口は

年末頃に女の平均壽命は七〇歳に達するのではたいかと原生省では見ている。 此 の調 一査からある瞬間の人間模様を拾つてみると産見制限をやかましくいつても實際は一八秒に一人産れ、

増して來た腦率中は四分に一人が死亡、「ガン」は六分に一人、結核はやゝ延びて一〇分に一人が死んでおり、 亡率が減つたと云つて喜んでも四四秒に一人づゝ死んで居る。この差をはじくと大體三〇秒に一人ずつ人々が増 加している勘定にたる。また結婚は四五秒に一組行はれ、悲しい離婚は七分に一組ずつ演じられてゐる。最近激 死

二五分に一人の割合で自殺者が出ている勘定にたる。 以上の記事で見ると現在人口は増加しつゝある事は事實であるが之の増加が果して喜ぶべき増加が即ち質的に

た國土あつて國民の無い悲慘事に導く事のたい様今にして深慮すべきであるまいか?。 優良健全者の増加が、それとも逆淘汰の劣惡不健全者の增加ではあるまいか甚だ憂慮するものである。已に述べ

尙それ以上關心に堪へざる事は出生率の減少で之が歐米並みの水準に近ずいた事である。

烎

族

優生(續

九

此の事に付ても己に

述べた如く出産率は一度低下に向ふとなかたか回復は六ケ敷いのみならず、或限度に低下すると最早絶對に回復

=

ものになれば此のまゝにしてほつておけば近き將來に於て國民の減少は實數に於て表はれ其の減少も急降下する ね、死亡率減少により表面未だ自然増加率は巾にたり居るも死亡率の減少は人の壽命に限りある如く限度のある は出來ない。大正九年に比し四五%減、卽ち僅か三〇餘年間に略半減するとは急降下も甚しいと云は ねば なら

事は殆んど疑なき處である。

である事は云ふ迄もない。若し質を顧みざる單なる多産獎勵では寧ろ前記の逆淘汰を激化する丈に終る危險が多 い事は特に留意すべきである。 如斯觀點よりすれば現在の我國は産兒制限處か寧ろ多産獎勵策を取るべき秋である。勿論民族優生的多産獎勵

(本學教授 生理學醫學博士)